

戦争法を廃案にし、安倍内閣を打倒しよう

MD S（民主主義的社會主義運動）委員長

佐藤 和義

2015年7月

編集・発行 民主主義的社會主義運動理論政策委員会

目次

はじめに

1. 集团的自衛権行使のための戦争法は違憲である
2. 戦争法は自衛隊を全世界で武力行使できるようにする
3. 戦争法は開戦決定を政府に白紙委任する
4. アメリカの戦争に巻き込まれるのではなく、日本の戦争である
5. グローバル資本には利益を、市民には生活破壊をもたらす
6. この闘いは勝利するし、勝利しなければならない

はじめに

2015年5月14日、安倍内閣は戦争法案（安全保障関連法案）を閣議決定し、翌15日に国会へ提出した。戦争法は、世界のさまざまな地域で随時戦争中の他国軍を支援する恒久法「国際平和支援法」と、10本の法律改正案をひとつにまとめた「平和安全法制整備法」からなっている（図表1）。

図表1 戦争法案の主な内容

| | |
|---|--|
| 〈新法〉 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国際平和支援法案 外国軍への後方支援（国際社会の平和と安全）。 | |
| 〈現行10法の改正〉 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態法改正案 集団的自衛権の限定的行使（存立危機事態）。 ・自衛隊法改正案 武力攻撃がなくても米艦などを防護。在外邦人の救出。 ・重要影響事態法案（周辺事態法を改正） 外国軍への後方支援（日本の平和と安全）。 ・国連平和維持活動（PKO）協力法改正案 国連主導以外の活動にも参加。武器使用基準を拡大。 ・船舶検査活動法改正案 大量破壊兵器運搬船などを検査対象に追加。 ・国家安全保障会議（NSC）設置法改正案 今回の法改正の内容を審議事項に追加。 | |
| →以下の法案にも、集団的自衛権行使に関する規定を追加。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・米軍行動関連措置法改正案 ・海上輸送規正法改正案 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定公共施設利用法改正案 ・捕虜取り扱い法改正案 |

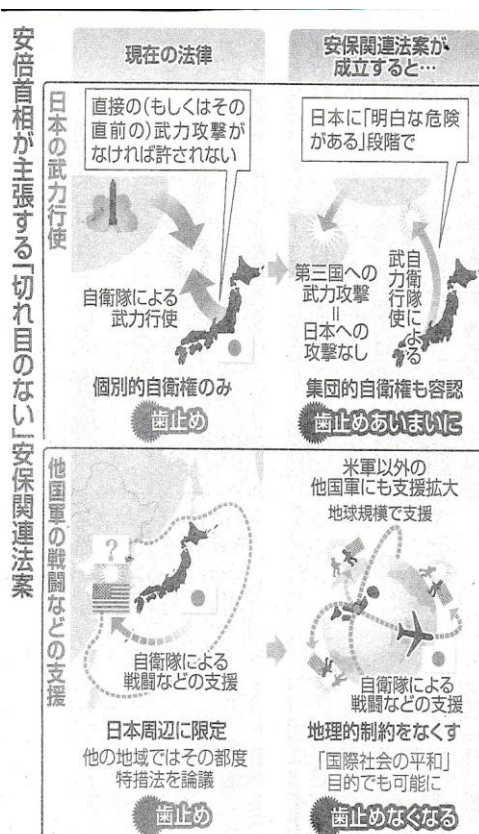
出所)『毎日新聞』2015年5月26日付

安倍首相は閣議決定後の記者会見で、「日本人の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを行なう」と述べた。これらの法案が通った場合、自衛隊は全世界で武力行使できることになる。

図表2に示されるように、集団的自衛権の行使を認める武力攻撃事態法改正案によれば、日本が

攻撃されていなくても自衛隊の派遣が可能となる。国際平和支援法案は、そのつど特別措置法を成立させることなく自衛隊が他国軍に弾薬や燃料を供給すること（いわゆる「後方支援」）を可能にする。現行の周辺事態法を改正する重要影響事態法案では地理的制約をなくし、自衛隊が地球規模で米軍や他国軍を支援できるようにする。PKO 協力法改正案では武器使用が拡大され、いわゆる「駆けつけ警護」が可能となる。まさに切れ目なく、全世界にいつでも自衛隊を派遣し武力行使を可能とする戦争法案である。

図表 2 戦争法による変化



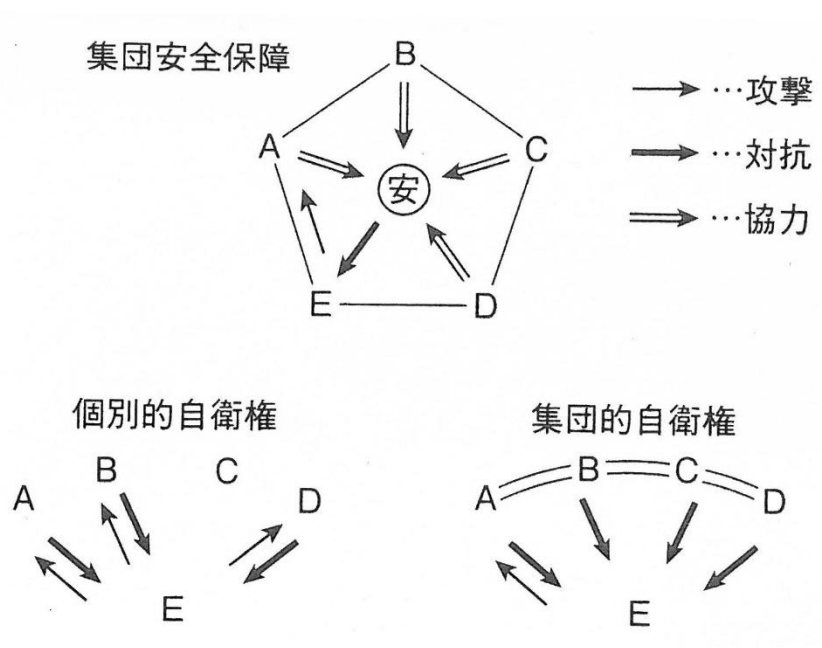
出所)『東京新聞』2015年5月15日付

1. 集団的自衛権行使のための戦争法は違憲である

これから何度も出てくるので、念のため集団的自衛権の説明をしておこう。図表3に示されるように、個別的自衛権とは「自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利」であり、E国から攻撃を受けた場合にA国、B国、D国がそれぞれ単独でE国に反撃を行なう権利のことである。集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されてい

いにかかわらず、実力をもって阻止する権利」であって、図表3で言えばA国のみがE国から攻撃を受けたのに対し、B国、C国、D国がE国に対して武力で反撃することを指す。これに対して集団安全保障は、対立関係にある国をもふくめて多数の国が相互に武力の不行使を約束し、そのなかで他国を攻撃したり平和を乱したりする国が出た場合には、残りの国が共同の力でこれに制裁を加えるという方式である。たとえば、国連による非軍事のおよび軍事的強制措置が、この集団安全保障に該当する。

図表3 集団安全保障と集団的自衛権の違い



出所) 水島朝穂『集団的自衛権』岩波書店、2015年、54ページ。

これまで政府は自衛隊について、他国からの攻撃に武力で反撃する個別的自衛権を行使する組織として合憲だと主張してきた。もちろんわれわれは、憲法9条が軍備を許すとは考えないが、歴代自民党政府は9条のもとでの自衛隊の存在を個別的自衛権によって正当化してきた。しかし2014年7月1日、安倍政権は集団的自衛権容認の閣議決定を行なった。1972年の政府見解では「我が憲法の下で武力行使が許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと云わざるを得ない」とされていたのを変更し、集団的自衛権を行使しうるようにしたのである。

この閣議決定は、武力行使の新しい3要件として以下のものを定めた。

- ①密接な関係の他国が攻撃され、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底からくつがえされる明白な危険がある。
- ②国民を守るために他に適当な手段がない。
- ③必要最小限度の実力を行使する。

閣議決定は、これら3要件を満たす場合に集団的自衛権を行使しようと、憲法解釈を変更したのである。

この閣議決定にもとづく戦争法案は、当然のことながら憲法9条違反である。安倍首相は2015年5月20日の党首討論で、「一般に海外派兵は認められない」と述べた。安倍政権と官僚たちは、何でもいから法案を通してあとは勝手にやるという立場で、自らの意図を直接には語らずごまかそうとしている。「一般には認められない」ということは、裏を返せば「例外的に認められる場合がある」ということである。

安倍首相は他国での武力行使の例として、①中東ホルムズ海峡が機雷で封鎖された場合、停戦合意が成立する前の段階で機雷除去を実施すること、②日本の近隣で紛争が起きた場合、日本人の乗る米艦船を防護すること、③他国のミサイル発射を防ぐ敵基地への攻撃、を挙げた。これらはいずれも、自民党政権がこれまで主張してきた個別的自衛権による反撃ではなく、攻撃されてもいないのに武力行使をするというまったくの憲法違反である。

2015年6月4日の衆院憲法審査会で、参考人の3名の憲法学者全員が戦争法案について違憲であると述べた。長谷部恭男・早稲田大学教授(自民推薦)は「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない」と述べ、小林節・慶応義塾大学名誉教授は「憲法9条2項で、海外で軍事活動する法的資格はあたえられていない。仲間の国を助けるために海外に戦争に行くのは9条違反だ」と指摘し、笹田栄治・早稲田大学教授は「今の安保法制の定義は踏み越えてしまっている」と語った。彼らは護憲論者ではなく改憲論者と見られている憲法学者であるが、彼らから見ても戦争法案は憲法違反なのである。

政府は学者の違憲論を抑えようと、6月9日に政府見解を発表して反論した。それは、1972年の政府見解の基本的論理を維持するとしただけで、「安保環境が根本的に変容した」ため、「今後、他国への攻撃でも日本の存立を脅かすことはあり得る」として、新3要件で容認されるのは「あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛措置」に限定されていると強調した。これについて長谷部恭男教授は、「閣議決定の繰り返しで反論というものではない。これ以上説得できる論理がまったくないと考えた」と厳しく批判した¹。当然である。集団的自衛権は認め

¹ 『毎日新聞』2015年6月10日付。

られないと言っていたものを認めると変えたのであるから、これは根本的な変更である。事実上の政府機関紙である『読売新聞』が、「これは、内閣がもつ憲法の公権的解釈権にもとづく合理的な範囲内の憲法解釈の変更だ」²と強弁しようが、市民は納得しないのである。

中谷元・防衛大臣も、「行政府における憲法解釈として裁量の範囲内で、違憲の指摘はあたらない」（6月5日の衆院特別委員会）と主張したが、実は「現在の憲法をいかに法案に適応させればいかに議論し、閣議決定した」（6月5日）と述べているように集団的自衛権行使容認が先にあり、憲法解釈をそれに合わせたのである。しかし、彼らがいかにでたらめかは中谷の次の発言でわかる。彼は過去に、「解釈の変更はもう限界に来ており、これ以上、解釈の幅を広げてしまうと、これまでの国会での議論は何だったのか、ということになり、憲法の信頼性が問われることになる」（2007年）、「解釈のテクニックでだましたくない。自分が閣僚として『集団的自衛権は行使できない』と言った以上は『本当はできる』とは言えません。そこは条文を変えないと...」（2013年8月）などと語っていたのである³。

そのときの必要に応じてコロコロと意見を変える人間が、防衛相としてこれから青年を戦地に行かせようとするこのでたらめさ、軽さには、怒りを禁じえない。

日本国憲法は戦争を放棄しているものであり、海外での武力行使などとうてい認められるものではない。違憲立法は即時撤回すべきである。

2. 戦争法は自衛隊を全世界で武力行使できるようにする

2015年4月27日に合意された新しい日米防衛協力指針（ガイドライン）では、「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和と安全に主導的役割を果たす」として全地球規模への日米協力の拡大がすでにうたわれていたが、提出された戦争法案は自衛隊の派遣先を地球規模に広げるものである。

「重要影響事態法案」は現行の周辺事態法を改正して、日本周辺かどうかではなく日本への影響の大きさを自衛隊を海外へ派遣しようとするものであり、地球規模での派遣を可能とするものである。自衛隊による支援の対象も米軍だけでなく、同じ活動に参加する他国軍にまで拡大される。さらに、「現に戦闘行為が行なわれている場所」でなければどこでも活動可能だとした。

「国際平和支援法案」も他国軍への「後方支援」を行なうためのものである。これまで自衛隊の派遣はそのつどの特別措置法で行なわれていたが、これを恒久法とした。

自衛隊によるそうした「後方支援」活動が地球の裏側にまでおよぶのではないかとの質問に対し、

² 『読売新聞』2015年6月6日付。

³ 『東京新聞』2015年6月8日付。

安倍首相は「国民の命や幸せな暮らしを守るためにもし必要であればいく。必要がなければいけない」と、まさにどこにでも自衛隊を派遣することを公言した（5月28日）。「重要影響事態法」と「国際平和支援法」の2つの法律により、日本の安全に関係する場合も、日本に直接関係しない国際紛争でも、「後方支援なら事実上、世界のどこにでも自衛隊派遣が可能になる」（防衛省幹部）のである⁴。

付言すれば、日本政府が「後方支援」などという無難に響く訳語をあてている logistics とは実は兵站であり、戦闘に不可欠な武器・弾薬・燃料・車両等を前線の部隊に供給し補給する活動を意味している。したがってそれは、戦争の重大な構成要素なのであって、敵の軍隊による優先的な攻撃の対象となる活動である。なぜなら、弾薬や燃料の補給が断たれるや、前線の部隊はもはや戦闘を続けることができなくなるからである。兵站は戦争から切り離すことのできない活動であり、他国の武力行使と一体のものとして憲法が禁じている行為である。

さらに「PKO 協力法改正案」によれば、海外派遣された自衛隊の武器使用基準が大幅に緩和される。現行法では自分と自分の周囲にいる人を守るためにしか武器使用ができないが、改正案では「任務遂行のための武器使用」が認められる。また、離れた場所にいる民間人が武装集団に襲われた場合に助けに行く「駆けつけ警護」もできるようになる。世界中のどこにおいても武力行使を切れ目なくできるようにしようとしているのである。

3. 戦争法は開戦決定を政府に白紙委任する

政府見解は、「ある事態が新3要件に該当するか否かについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別的具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思・能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、わが国に戦禍が及ぶ蓋然性^{がいぜんせい}、国民が被ることとなる被害の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断する必要がある、あらかじめ具体的、詳細に示すことは困難」とした。

長々と言っているが、要するに、新3要件に該当するかどうかは政府が判断すると言っているのである。小林節教授も、「要は『出たところ勝負』で軍隊の運用を政府に白紙委任せよということだ。独裁国家の発想だ」⁵と鋭く批判した。安倍首相は、民主党の岡田代表による「存立危機とはどんな事態か」との質問に対し、「どういう事態になるかは、事態が起こってさまざまな状況を判断しなければならない。あらかじめこうした事態があることを申し上げるのはいかなものか」（6月17日）と武力行使の条件を明示せず、政府判断でやると主張した。

⁴ 『朝日新聞』2015年5月15日付。

⁵ 『毎日新聞』2015年6月10日付。

また安倍首相は、米国などを攻撃した相手国が日本を標的にする意思をもつかどうか不明な場合でも、「外形的に攻撃する意思がないと言っているだけでは判断できない。我が国に戦禍が及ぶ蓋然性を総合的に判断する」と述べ、集団的自衛権の行使が可能であるとした。中谷防衛相も、対日攻撃の意思表示がなくても武力行使に踏み切る可能性を「排除しない」と述べた。ここでも集団的自衛権の行使を可能とする存立危機事態に該当するかどうかの判断は、政府の裁量によるということである。

そうした政府判断は、2013年末に安倍内閣が設置したNSC（国家安全保障会議）のなかでも、首相や官房長官らによる少数の閣僚だけが参加する緊急事態大臣会合において決定されることになる。しかも集団的自衛権の行使についての国会の事前承認は原則であって、政府判断でこれを事後にすることができる。「重要影響事態法案」も国会の事後承認を認めている。安倍首相がいう重要影響事態の判断基準は以下のとおりである。

「事態の個別的具体的な状況に即して、主に、当事者の意思、能力、事態の発生場所、またその規模、態様、推移をはじめ、当該事態に対処する、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行なう米軍、その他の外国の軍隊等が行なっている活動等の要素を総合的に考慮して、我が国に戦禍が及ぶ可能性、国民に及ぶ被害等の影響の重要性等から、客観的、合理的に判断することとなる」。

結局これも、政府が判断すると言っているだけである。

「国際平和支援法案」だけは例外なく国会の事前承認を定めているが、衆参両院で14日以内に判断するとの努力規定が課されている。しかもNSCの結論は特定秘密であり、政府判断の事後検証は不可能となってしまう。

この戦争法案は戦争に参加するか否かを政府に白紙委任するものであり、日本は立憲国家ではなくなってしまうことになる。

4. アメリカの戦争に巻き込まれるのではなく、日本の戦争である

戦争法は米軍支援法ではない。

国際法において武力行使できるのは集団安全保障、集団的自衛権、個別自衛権である。図表4に示されているように、これまでの集団的自衛権行使の例はすべて大国による侵略である。「集団的自衛」という名のもとに侵略を正当化しているにすぎないのである。アメリカは自らの力が後退しているなかで、日本に軍事面でいっそうの協力をさせたがっているというのは、なるほど事実である。しかし、日本政府がしたくない戦争をアメリカのためにやむなくするのではない。水島朝穂・

早稲田大学教授が言うように、『日本が他国の戦争に自ら巻き込まれにいく』のが集団的自衛権の本質⁶である。

図表 4 集団的自衛権の行使事例

| 年 | 行使した国・機関 | 軍事介入を受けた国 | 対立国または介入要因 |
|--------|----------------------|-----------|---------------------|
| 1956 | 旧ソ連 | ハンガリー | 内乱 |
| 58 | 米国 | レバノン | 内乱 |
| 58 | 英国 | ヨルダン | アラブ連合共和国（現エジプト、シリア） |
| 65～75 | 米国 | ベトナム | 内乱 |
| 68 | 旧ソ連 | 旧チェコスロバキア | 民主化運動 |
| 79 | 旧ソ連 | アフガニスタン | 内乱 |
| 80～81 | リビア | チャド | 内乱 |
| 81 | 米国 | ニカラグア | 内乱 |
| 83, 86 | フランス | チャド | 内乱 |
| 90 | 米国中心の多国籍部隊 | クウェート | イラク |
| 93 | ロシア | タジキスタン | 内乱 |
| 2001 | 米国、北大西洋条約機構（NATO）加盟国 | アフガニスタン | タリバン政権 |

出所)『琉球新報』2014年3月23日付

国会答弁では、集団的自衛権の行使は資源の確保のためであることが明言されている。安倍首相は、「生活物資の不足や電力不足によるライフ・ラインの途絶などで、武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶ可能性がある。存立危機事態に該当するかどうかは客観的、合理的に判断する」と述べた（5月18日参院本会議）。中谷防衛相も、集団的自衛権行使の条件である存立危機事態について天然ガスや原子力の輸入が途絶えた場合も該当すると述べた（5月19日参院外交防衛委員会）。石油、天然ガス、ウランを確保するために武力行使ができるというのである。

これはまさに帝国主義である。千葉大学の栗田貞子教授は、「自国の利益を追求するための戦争という考え方は帝国主義そのもので歴史上のもの。国際的な常識から外れている」⁷と指摘している。帝国主義がはたして歴史上のもの（過去のもの）であるかどうかは疑問だが、安倍や中谷の考えは

⁶ 水島朝穂『集団的自衛権』岩波書店、2015年、55ページ。

⁷ 『東京新聞』2015年5月23日付。

帝国主義であるとの指摘は正しい。さらに、中谷防衛相は「南シナ海で紛争が発生した場合、新3要件に合致した場合は、法の理論としては〔武力行使は〕可能だ」と語り、首相も「南シナ海である国が埋め立てをしている」「いざということに備えることは重要だ」（5月28日）と述べて、南シナ海において武力行使が可能だとしている。さらに安倍首相はオフレコ発言で、「安保法制は、南シナ海の中国が相手なの。だからやる〔法案を通す〕と言ったらやる」⁸と語っている。明らかにシーレーン防衛を意識しているのである。

戦争法案提出以前の2015年4月、海上自衛隊の護衛艦2隻がベトナム中部の南シナ海に面したダナンに寄港し、5月中旬には海自のP3C対潜哨戒機がダナンに立ち寄っている。

フィリピンのアキノ大統領は6月5日、「訪問軍協定」に向けて日本と交渉を始めると述べた。これは自衛隊がフィリピンの基地を一時使用するための協定であり、それがジブチですでに結んでいるものと同様であるなら、自衛隊員がフィリピンで犯罪を犯した場合、日本の法律にもとづく司法手続きを可能とするものになる。また、フィリピンと「防衛装備品・技術移転協定」の交渉を始めるとした。これはフィリピンへの武器輸出を可能とするもので、ODA（政府開発援助）が使われる予定である⁹。さらに、海上自衛隊とフィリピン軍は6月23-24日、P3Cを用いて共同飛行訓練を南シナ海で行なった。戦争法を早くも先取りしながらシーレーン防衛は着々と進められている。フィリピンは明らかに集団的自衛権の対象国なのである。

集団的自衛権行使の理由は資源確保にとどまるものではない。経済同友会は、「企業活動のグローバル化に代表されるように、国民の安全・財産は、日本の領域内にとどまるものではない。自ら選択して海外に出る以上、安全確保のための方策を自ら講じることは、個人・企業の別を問わず当然の責任であろう。その一方、非常時において、国民の安全や権利を守ることは、国家の究極的責任であると考え」¹⁰と主張している。そして中谷防衛相は、「アメリカでは企業が海外でビジネスを自由にやる。何かあれば軍隊が飛んできて安全を確保してくれます」¹¹と述べている。集団的自衛権の行使は、海外展開する日本のグローバル資本の権益を守るためのものである。

図表5に示されているように、日本の対外直接投資残高は2014年末で1兆2015億ドル（約147兆7800億円）に上っている。この権益を守ることが根本的な目的なのである。したがって、全世界のどこへでもいつでも自衛隊を派遣し武力行使をできるようにしたいというのが、資本と安倍政権の根本的な立場なのである。

アメリカが世界的に後退するなかで、日本はベトナム、フィリピン、オーストラリアと組んで南

⁸ 『週刊現代』2015年7月4日号、38ページ。

⁹ 『サンデー毎日』2015年6月28日号。

¹⁰ 経済同友会「『実行可能な』安全保障の再構築」2013年4月5日。

¹¹ 斎藤貴男『戦争のできる国へ—安倍政権の正体』朝日新書、2014年、177ページ。

シナ海で中国と軍事対決しようとしている。あるいはアメリカがイランと交渉しているのにわざわざホルムズ海峡への機雷敷設を取り上げて、イランと対決しようとしている。アフリカではジブチを拠点にすでに自衛隊基地が存在し、アフリカにおける権益、中東における権益を守ろうとしている。まさに日本は自らの権益のために自らが積極的に戦争をしようとしているのであり、日本の若者は日本のグローバル資本のために殺し殺されることを強いられようとしているのである。

図表5 日本の国・地域別対外直接投資残高（2014年度末）

単位：100万ドル

| アジア | 345,433 | 北米 | 400,634 | 西欧 | 284,030 | 中東 | 6,204 |
|------------|----------------|------------|----------------|-------------|----------------|----------------|------------------|
| 中国 | 104,355 | 米国 | 383,646 | ドイツ | 19,382 | サウジアラビア | 4,141 |
| アジアNIES | 113,029 | カナダ | 16,987 | 英国 | 79,704 | アラブ首長国連邦 | 467 |
| 香港 | 22,869 | | | フランス | 17,978 | イラン | 5 |
| 台湾 | 12,264 | 中南米 | 80,771 | オランダ | 96,115 | | |
| 韓国 | 32,258 | メキシコ | 5,846 | イタリア | 3,102 | アフリカ | 10,467 |
| シンガポール | 45,639 | ブラジル | 30,730 | ベルギー | 18,349 | 南アフリカ共和国 | 7,702 |
| ASEAN4 | 100,838 | ケイマン諸島 | 19,730 | ルクセンブルク | 8,556 | | |
| タイ | 52,337 | | | スイス | 7,386 | OECD 諸国 | 793,797 |
| インドネシア | 25,630 | 大洋州 | 68,817 | スウェーデン | 3,527 | ASEAN | 159,409 |
| マレーシア | 13,706 | オーストラリア | 62,594 | スペイン | 2,512 | EU | 274,298 |
| フィリピン | 11,164 | ニュージーランド | 3,432 | | | | |
| ベトナム | 12,011 | | | 東欧・ | | 世界 | 1,201,506 |
| インド | 13,597 | | | ロシア等 | 5,149 | | |
| | | | | ロシア | 1,691 | | |

出所) ジェトロのホームページ

5. グローバル資本には利益を、市民には生活破壊をもたらす

戦争路線はグローバル資本の権益を守ろうとするものである。軍備増強と武器輸出は三菱重工業をはじめとする軍需資本を儲けさせる。しかし、戦争に動員される日本の若者は人を殺し、殺されることになる。アメリカのイラク帰還兵がそうであったように、かりに命が無事で帰還しても PTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しむことになる¹²。

¹² 詳しくは、アーロン・グランツ『冬の兵士』岩波書店、2009年、参照。

イラクに派遣された自衛隊員も苦しんでいることがわかっている。図表6に示されるように、29名の自衛隊員が自殺している。一般の日本人の自殺率は10万人あたり20.0人だが、イラク派遣自衛隊員は311.5人という異常な高さである。

図表6 自衛隊のインド洋・イラク派遣の自殺者数

| 活動内容・期間 | 派遣の根拠法 | | 派遣者数 (のべ人数) | 自殺者数 (人) |
|------------------------------|--------|----|-------------|----------|
| インド洋での給油活動 2001～07年 | テロ特措法 | 海自 | 10900 | 25 |
| | | 空自 | 2900 | 0 |
| インド洋での給油活動 2008～10年 | 補給支援法 | 海自 | 2400 | 4※ |
| イラクでの人道復興支援と輸送活動 2003～09年 | イラク特措法 | 陸自 | 5600 | 21 |
| | | 海自 | 330 | 0 |
| | | 空自 | 3630 | 8 |

※ テロ特措法の2人をふくむ

出所)『朝日新聞』2015年6月6日付

イラク帰還1カ月後に自殺した20代の自衛隊員の母親は、「[息子が] ジープの上のほうで銃を構えて、どっから何が飛んでくるかおっかなかった、怖かった、神経をつかったって。夜は交替で警備をしていたようで、交代っていっても寝れない状態だと言っていた」¹³と息子の状況を語った。武力を行使しなかったイラク駐留でこの自殺率ならば、戦争法により集団的自衛権行使で派遣され、戦場で殺し殺される恐怖のもとでどれほど多くの若者が傷つくか想定できる。グローバル資本の利益のために戦場に行き、若者が命を落とし、苦しむ。

また、戦争体制は日本国内でも大きな変化をもたらす。国民保護法のもと自治体が戦争に協力させられ、病院は軍事利用される。秘密保護法によって人権が抑圧され、反戦運動が弾圧される。

いま、戦争法案の成立を阻止しなければならない。

6. この闘いは勝利するし、勝利しなければならない

安倍首相の強い戦争意思に対する市民の批判は鋭い。日本テレビの調査(2015年6月12 - 14日)によれば、集団的自衛権行使については賛成が23.8%、反対が62.5%であり、今国会で法案を成立

¹³ 水島朝穂、前掲書、202ページ。

させてよいが 19.4%、そうは思わないが 63.7%と、法案に反対する世論が圧倒的に強い。安倍内閣の支持率も過去最低の 41.1%、不支持率は過去最高の 39.3%であった。朝日新聞の調査（2015 年 6 月 20 - 21 日）でも、戦争法案について賛成 29%、反対 53%であり、安倍内閣支持率も 39%と大幅に下がった。

これは戦争法案への市民の強い反対意識の反映である。2015 年 6 月 10 日、日本弁護士連合会による集団的自衛権行使容認反対署名 26 万 1 千人超が提出され、安保法案廃案声明に賛同する憲法学者は 215 人（6 月 10 日現在）に達し、安全保障関連法案に反対する学者の会アピールに賛同する学者・研究者は 3314 人、市民は 2739 人となり、合計 6153 人（6 月 16 日現在）に達している。鎌田慧などによる「戦争をさせない 1000 人委員会」は 6 月 29 日に、衆参両院へ戦争法案反対署名 165 万筆を提出している。地方議会における法案反対、慎重審議の決議は 195 議会に上った。

「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」が組織され、すでに国会包囲の大行動を展開している。全国で闘いが進められている。6 月 24 日には 3 万人が結集した。市民の強い抗議の意思が全国に大きく広がっている。

安倍首相はこれに対し、6 月 24 日に 95 日間の国会会期延長を行ない、必死に法案を通そうとしている。

安倍首相は 6 月 14 日、橋下徹・維新の党最高顧問と会い、維新を取り込み法案の成立を図ろうとしている。維新との法案修正協議を行ない、採決にもっていこうとしている。しかし、安倍首相は当初、6 月中の衆院通過を目論んでいたにもかかわらず、法案の審議が大幅に遅れたのは、市民の強い戦争法案反対世論があるからである。

この世論にいらだつ自民党議員は 6 月 25 日の勉強会のなかで暴言を吐いた。大西英男・衆議院議員は「マスコミを懲らしめるには、広告料収入がなくなるのが一番。安倍晋三首相も言えないことだが、不買運動じゃないが、日本を過つ企業に広告料を払うなんてとんでもないと、経団連などに働きかけてほしい」と述べ、出席した百田尚樹は「沖縄の 2 つの新聞社は絶対に潰さなあかん」と言い放った。沖縄の 2 紙は別として、本土のマスメディアは安倍政権に屈服している。たとえば 6 月 24 日、安倍首相は国会包囲、会期延長の日に、朝日、毎日、読売、日経、NHK、日本テレビ、時事通信等の幹部と会食している。市民の強い反対意思を本土メディアも完全に無視することができなくなって、反対運動を少し掲載するようになったにすぎない。そして、審議が思うように進まないからこそ、安倍の支持者たちはそれへの憤懣を暴言によってぶちまけるほかはなかったのである。

安倍政権は議会の多数を握り、何でも決められるかのようにふるまっているが、決してそうはならない。彼らの弱点を見すえて、勝利を確信して闘わねばならない。

安倍の弱点を見抜くのは簡単である。安倍は戦争をするために法律を変え憲法を変えたがっている。しかし、その目的を公言すると誰にも支持されないから、嘘をつき通さねばならない。もちろん、これまでの権力者は戦争をする際に平和のためと言ってきたので、安倍だけがことさら嘘つきだというわけではない。しかし、嘘が嘘であることに変わりはない。戦争法の目的が全世界に自衛隊を派遣し、グローバル資本の権益を守ることだという点を徹底して明らかにするならば、戦争法案への支持率を1%にすることは可能である。

われわれは今春の地方議会選挙を闘った。そのなかで市民に対し直接働きかけ、批判的な意識を掘り起してきた。足立区での勝利、大阪都構想粉碎の成果は、運動に参加していない層にまで働きかけ、変革への意思を引き出したことにある。国会包囲行動に結集し、同時に地域で戦争法案反対の組織化に取り組み、全国で圧倒的多数の反対世論をつくり出すことができるなら、戦争法案は粉碎できる。

沖縄の闘いはそのことを示している。沖縄県民に対する最近の調査（朝日新聞、沖縄タイムス、琉球朝日放送）でも、名護への米軍基地移設に対する反対は66%であり、賛成の18%を大きく上回っている¹⁴。闘いは保守層にまで広がり、翁長知事を誕生させた。

2015年6月12日、山崎拓・自民党元副総裁、亀井静香・衆議院議員、武村正義・元新党さきがけ代表、藤井裕久・元民主党幹事長らは、「憲法解釈を1内閣の恣意で変更することは認めがたい」「不戦国家から軍事力行使国家への大転換を意味し、国策を大きく誤る」との声明を発表した¹⁵。国会審議のなかで元内閣法制局長官たちも、戦争法案は違憲だと表明した。6月22日の衆議院特別委員会で宮崎礼壹・元長官は、「〔戦争法案は〕憲法9条に違反し、速やかに撤回すべきだ」と明言し、阪田雅裕・元長官は中東ホルムズ海峡の事例について、「我が国の存立を脅かす事態に至りようがない。従来の政府見解を明らかに逸脱している」「どこか遠くで油が入りにくくなった。そんな話まで入るなら、それは満州事変のときの『自衛』と同じことになる」と発言した。国家機構の中核にいた官僚までも違憲というのである。安倍首相らの解釈改憲は完全に破たんしている。

まだ小さいが、これまで権力側にいた人間が戦争法案に反対する態度を表明したのは闘いの深化を示している。徹底して闘い、安倍内閣を打倒し、9条を守るだけでなく、戦争、貧困、原発のない社会に進んでいかねばならない。

¹⁴ 『朝日新聞』2015年6月17日付。

¹⁵ 『朝日新聞』2015年6月12日付夕刊。